

令和8年8月13日大雨の被害により発生した災害ごみに係る対応について ～住家で発生した災害ごみの受け入れを開始します～

千葉市では、令和8年8月13日大雨の被害により住家で発生した災害ごみに係る対応を以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 災害ごみの持ち込みについて

令和8年8月13日大雨により発生した災害ごみについて、仮置き場を設置し、持ち込みの受け入れを開始します。

(1) 仮置き場

新港清掃工場 旧溶融スラグストックヤード用地（美浜区新港225-24）



出典：国土地理院地図を加工して作成

(2) 開設期間

令和8年8月15日（土）から当面の間（休日含む）
9：00～16：30

(3) 受付方法

市民による直接持ち込みとし、「災害ごみ搬入許可申請書」を記入いただくとともに、身分証による本人確認を行います。

(4) 料金

無料

2 災害ごみの回収について

仮置き場へ自ら持ち込みができない場合は、下記へご相談ください。

(1) 受付開始日

令和8年8月18日（火）9：00から

(2) 連絡先

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合

電話 043-204-5805

受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（月～金曜日）

※上記電話がつながりにくい場合は、千葉市廃棄物対策課までご連絡ください。

※今後、同組合が利用しているアプリでの24時間受付を予定しています。

(3) 搬出方法

- ・排出までの間、災害ごみは種類ごとに分別のうえ、自宅の敷地内に保管してください。
 - ・敷地内での保管が困難な場合は、自宅前など通行人や近隣住民の通行・生活の妨げとならない場所に分別して仮置きしてください。
 - ・回収の際は、申請者による立ち合いが必要になります。
- ※ご不明な場合は、千葉市廃棄物対策課までご連絡ください。

＜千葉市廃棄物対策課＞

電話 043-245-5236

受付時間 9：00～17：00（月～金曜日）

(4) 料金

無料

3 対象のごみ

- ・令和8年8月13日大雨の被害により発生した災害ごみに限ります。
- ・円滑な処理のため、災害ごみは可能な限り分別をしてください。
- ・事業所で排出されたごみは、受け入れの対象外です。

分別種別

①瓦、②ブロック・コンクリート・レンガ、③金属くず、④石膏ボード、⑤可燃物、⑥木材・樹木・枝、⑦たたみ・ふとん、⑧不燃物、⑨処理困難物（タイヤ、ペンキ、ヘルメットなど）、⑩家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）、⑪電化製品、⑫有害ごみ・危険物